

証券コード 277A
2025年8月14日
(電子提供措置の開始日2025年8月7日)

株 主 各 位

東京都港区南青山3丁目1番34号
グロービング株式会社
代表取締役社長 田中耕平

第10期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第10期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第10期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://globe-ing.com/ir/meeting/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご欠席の場合は、書面又は電磁的方法（インターネット）により議決権行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」をご高覧のうえ、2025年8月28日（木曜日）午後6時までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年8月29日（金曜日） 午前10時
2. 場 所 東京都港区赤坂九丁目7番1号
東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room 1.2
3. 目的事項
報告事項 1. 第10期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第10期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 取締役および監査役の報酬等総額改定の件

以 上

-
- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- ・業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項
 - ・剰余金の配当等の決定に関する方針
 - ・連結注記表
 - ・個別注記表

議決権行使についてのご案内

株主総会にご出席いただける場合

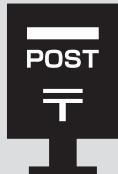


開催日時

2025年8月29日（金曜日）午前10時
(受付開始：午前9時20分)

当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知をご持参いただくとともに同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

株主総会にご出席いただけない場合



書面による議決権行使

行使期限

2025年8月28日（木曜日）午後6時00分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入いただきご送付ください。



インターネットによる議決権行使 ▶ 詳細な議決権行使方法は次ページに記載しています。

行使期限

2025年8月28日（木曜日）午後6時00分まで

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご高覧の上、画面の案内に従って、
賛否を入力してください。

インターネットによる 議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

議決権
行使期限

2025年8月28日 (木曜日)
午後6時00分まで

議決権行使
ウェブサイト

<https://evote.tr.mufg.jp/>



QRコードを読み取る方法

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

スマートフォンでの議決権行使は、

「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要となります

同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、ログインいただけます。



※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。

● ご注意事項

- インターネットより議決権行使される場合は、郵送によるお手続きは不要です。
- 郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

議決権行使サイトの操作方法に関するお問い合わせについて

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

0120-173-027

(通話料無料、受付時間：9：00～21：00)

1

議決権行使ウェブサイト
にアクセスする

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトへようこそ
(株名簿管理人)三菱UFJ信託銀行証券代行部

本サイトを利用される場合、必ず事前に「本サイト利用規約」および「プライバシーポリシー」をご覧ください。

本サイト利用規約
本サイト利用ガイド

「次の画面へ」をクリック

次の画面へ

上記記載内容をご了承された場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次の画面へ

上記記載内容をご了承された場合は、右の「次の画面へ」をクリックしてください。

次の画面へ

2

お手元の議決権行使書用紙の副票
(右側)に記載された「ログインID」
および「仮パスワード」を入力

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログイン ID 4桁 - 4桁 - 4桁 - 3桁 (半角)

パスワード
または仮パスワード 「ログイン」
をクリック ログイン

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

パスワード変更

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役7名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位、担当	取締役会出席状況
1	輪島 総介 重 任	代表取締役代表パートナー兼上級執行役員	17回／17回
2	田中 耕平 重 任	代表取締役社長兼上級執行役員	17回／17回
3	中川 和彦 重 任	取締役副社長兼上級執行役員	16回／17回
4	福田 浩基 重 任	取締役CSO兼上級執行役員	17回／17回
5	米山 恭右 重 任	社外取締役	17回／17回
6	田村 誠一 重 任	社外取締役	17回／17回
7	高橋 広敏 重 任	社外取締役	17回／17回

輪島 総介

(1970年11月1日生)

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- | | | |
|-------|-----|-------------------------------|
| 1994年 | 4月 | 三菱自動車工業株式会社 入社 |
| 2000年 | 11月 | アクセンチュア株式会社 入社 |
| 2012年 | 9月 | 同社 Strategy本部 F&EP統括 就任 |
| 2017年 | 1月 | 当社 設立 |
| 2017年 | 4月 | PwCコンサルティング合同会社 入社 |
| 2021年 | 3月 | 当社 代表取締役代表パートナー 就任 |
| 2024年 | 2月 | 当社 代表取締役代表パートナー兼上級執行役員 就任(現任) |

■ 所有する当社の普通株式 16,519,300株

資産管理会社であるEMMA&KEITO株式会社が保有する株式数も含んでおります。

(取締役候補者とした理由)

アクセンチュア株式会社及びPwCコンサルティング合同会社における豊富な経営経験を有し、当社設立後も代表取締役として当社の成長を牽引してまいりました。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、引き続きその経営手腕と優れたリーダーシップを発揮することが期待されるため、当社取締役候補者としております。

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 2005年 4月 アクセンチュア株式会社 入社
2013年 12月 楽天株式会社(現 楽天グループ株式会社) 入社
2014年 10月 株式会社ReDucate 出向 代表取締役副社長 就任
2015年 11月 Lingvist 取締役 就任
2016年 5月 株式会社ReDucate 代表取締役社長 就任
2017年 9月 アクセンチュア株式会社 入社
2022年 5月 当社 取締役 就任
2023年 5月 当社 代表取締役社長 就任
2024年 2月 当社 代表取締役社長兼上級執行役員 就任(現任)

■ 所有する当社の普通株式 1,725,700株
資産管理会社である株式会社KJVが保有する株式数も含んでおります。

(取締役候補者とした理由)

アクセンチュア株式会社でのコンサルティング業務に加え、楽天グループ株式会社で事業開発を牽引するなど豊富な経験を有しております。当社でも優れたリーダーシップを発揮し成長を牽引してまいりました。今後も優れた経営手腕とリーダーシップをもとに当社の持続的な発展に多大な貢献が期待できることから取締役候補者としております。

3**中川 和彦**

(1980年1月19日生)

取締役在任年数：1年11ヶ月 *本総会終結時

重 任**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

- 2002年 5月 アクセンチュア株式会社 入社
2023年 7月 当社 入社
シニアパートナー 就任
2023年 9月 当社 取締役副社長 就任
2024年 2月 当社 取締役副社長兼上級執行役員 就任(現任)

■ 所有する当社の普通株式 0株**(取締役候補者とした理由)**

アクセンチュア株式会社での長年のコンサルティング経験を活かし当社でもシニアパートナー、取締役副社長としてコンサルティング事業の発展に貢献してまいりました。今後も当社の長期的な成長の要として貢献が期待できるため取締役候補者としております。

4**福田 浩基**

(1983年7月18日生)

取締役在任年数：1年6ヶ月 *本総会終結時

重 任**略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）**

- 2006年 4月 ボストン・コンサルティング・グループ合同会社 入社
2021年 1月 同社 Managing Director&Partner 就任
2024年 2月 当社 取締役CSO兼上級執行役員 就任(現任)

■ 所有する当社の普通株式 0株**(取締役候補者とした理由)**

ボストン・コンサルティング・グループ合同会社でのコンサルティング業務や経営経験を豊富に有しております。当社でも取締役としてコンサルティング事業の発展に貢献してまいりました。今後も当社の長期的な成長の要として貢献が期待できるため取締役候補者としております。

候補者番号

5

米山 恭右

(1965年9月11日生) 取締役在任年数：3年 *本総会終結時
社外取締役候補者
独立役員

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- | | | |
|-------|----|---|
| 1989年 | 4月 | デュポン株式会社 入社 |
| 1997年 | 5月 | アンダーセンコンサルティング(現 アクセンチュア株式会社) 入社 |
| 2003年 | 7月 | 株式会社パソナ 入社 執行役員CIO 就任 |
| 2006年 | 9月 | 株式会社キャリアインデックス 社外取締役 就任 |
| 2011年 | 5月 | アクセンチュア株式会社 入社
テクノロジーコンサルティング本部シニアエクゼクティブ 就任 |
| 2021年 | 4月 | 三菱マテリアル株式会社 入社
執行役員加工事業カンパニー・ヴァイスプレジデント 加工DX統括本部長 就任 |
| 2022年 | 8月 | 当社 取締役 就任(現任) |

■ 所有する当社の普通株式 0株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

経営コンサルタントとして幅広い業界に関する豊富な知識を有するとともに、事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

6

田村 誠一

(1968年12月30日生) 取締役在任年数：2年8ヶ月 *本総会終結時
社外取締役候補者
独立役員

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

- 1992年 3月 アクセンチュア株式会社 入社
- 2005年 9月 同社 エグゼクティブ・パートナー 就任
- 2010年 1月 株式会社企業再生支援機構 入社
マネージング・ディレクター 就任
- 2011年 5月 芝政観光開発株式会社 取締役 就任(株式会社企業再生支援機構からの派遣)
- 2011年 6月 藤庄印刷株式会社 取締役兼副社長執行役員 就任(株式会社企業再生支援機構からの派遣)
- 2011年 9月 沖創建設株式会社 取締役 就任(株式会社企業再生支援機構からの派遣)
- 2013年 3月 株式会社JVCケンウッド 入社
- 2016年 6月 同社 代表取締役兼副社長執行役員兼最高戦略責任者兼メディアサービス分野最高執行責任者 就任
- 2017年 4月 日本電産株式会社(現 ニデック株式会社) 入社
- 2017年 6月 同社 専務執行役員 就任
- 2019年 5月 株式会社ローランド・ベルガー 入社 シニアパートナー 就任(現任)
- 2021年 1月 株式会社ギックス 取締役 就任(現任)
- 2022年 12月 当社 取締役 就任(現任)

■ 所有する当社の普通株式 0株

(社外取締役候補とした理由及び期待される役割)

経営コンサルタントとして幅広い業界に関する豊富な知識を有するとともに、事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待し、社外取締役候補者としております。

候補者番号

7

高橋 広敏

(1969年4月26日生) 取締役在任年数：1年9ヶ月 *本総会終結時
社外取締役候補者
独立役員

重 任

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1995年	4月	株式会社インテリジェンス 入社
1999年	4月	同社 取締役 就任
2006年	7月	同社 取締役兼専務執行役員 就任
2007年	8月	株式会社USEN 取締役 就任
2008年	12月	株式会社インテリジェンス 代表取締役兼社長執行役員 就任
2013年	6月	テンプホールディングス株式会社 取締役副社長 就任
2014年	4月	株式会社インテリジェンスHITO総合研究所 代表取締役 就任
2016年	4月	株式会社インテリジェンス 取締役 就任 株式会社インテリジェンス ビジネスソリューションズ(現 パーソルプロセス&テクノロジー株式会社) 取締役 就任
2016年	6月	テンプホールディングス株式会社(現 パーソルホールディングス株式会社) 取締役副社長 /COO 就任
2019年	4月	パーソルイノベーション株式会社 代表取締役社長 就任
2021年	4月	パーソルホールディングス株式会社 代表取締役副社長 就任 パーソルテンプスタッフ株式会社 取締役 就任 パーソルキャリア株式会社 取締役 就任 パーソルプロフェッショナルアウトソーシング株式会社(現 パーソルクロステクノロジー株式会社) 取締役 就任 パーソルイノベーション株式会社 取締役 就任
2023年	11月	当社 取締役 就任(現任) 株式会社SIGNATE 社外取締役 就任(現任)

■ 所有する当社の普通株式

0株

(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

国内外の幅広い企業ステージの会社を経営者として牽引した抱負な経営経験を有し、当社経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待し、引き続き社外取締役候補者としております。

(注)

- 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
- 輪島総介氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
- 米山恭右、田村誠一及び高橋広敏の3氏は、社外取締役候補者であり、米山恭右、田村誠一及び高橋広敏の3氏は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員候補者であります。
- 当社は米山恭右、田村誠一及び高橋広敏の3氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する

- 責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく責任限度額は会社法第425条第1項の最低責任限度額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、取締役を被保険者としております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が補填されることになります。なお、各候補者が取締役に就任した場合、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険の保険料は会社が全額負担しており、次回更新時には、同様の契約内容で更新することを予定しております。

第2号議案

取締役および監査役の報酬等総額改定の件

取締役の報酬額を固定枠として年額1,000百万円以内（うち社外取締役分60百万円以内）、監査役の報酬額を年額15百万円以内（うち社外監査役分15百万円以内）とさせていただきた
いと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

また、本議案が承認された場合は、事業報告29頁に記載の取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する内容について、本議案に基づき改定することを予定しております。なお、現在の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）であります。第1号議案が原案どおり承認可決されると、取締役の員数は7名（うち社外取締役3名）、監査役の員数は3名（うち社外監査役3名）となります。

以上

事業報告

2024年6月1日から
2025年5月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1)当連結会計年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、緩やかな回復基調を維持したものの、消費者物価の高止まりや為替変動要因などにより、民間消費の伸び悩みが見られ、先行きには不透明感が残る状況となりました。加えて、米国政府の関税強化に伴う世界経済の減速懸念や地政学的リスクの高まりも企業活動に影響を及ぼしました。

このような環境下において、当社グループの事業領域では、DX（デジタルトランスフォーメーション）支援に対する需要が引き続き堅調に推移しました。特に国内企業においては、デジタル化の遅れを背景に、業務変革支援のニーズが根強く、また、デジタルビジネスの運営段階に入った企業からは、運用最適化やAI導入支援などのコンサルティング需要が拡大しています。

市場競争の激化や構造変化により、企業経営者が直面する課題は一層多様化・複雑化しており、当社グループは、調査・分析力、企画・実行力、テクノロジー活用力を備えたコンサルティングサービスの提供を通じて、企業の持続的成長と価値創造に貢献してまいりました。

当連結会計年度における当社グループの事業は順調に拡大を続け、売上高は8,255,896千円（前年同期比97.7%増）、営業利益は2,800,520千円（前年同期比657.7%増）、経常利益は2,783,476千円（前年同期比634.8%増）、一部のソフトウェアについて減損損失を105,477千円計上したものの、親会社株主に帰属する当期純利益は1,768,207千円（前年同期比578.8%増）となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりです。

（コンサルティング事業）

様々な業界に対して戦略策定・DX推進等をあらゆる側面から支援するため、コンサルタントの中途採用を進め、新規案件の獲得や既存案件の規模拡大を図るとともに、長期的関係構築を狙う戦略アカウントの拡大により売上高及び営業利益ともに順調に推移しました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高8,251,096千円、セグメント利益（営業利益）3,759,627千円となりました。

(クラウドプロダクト事業)

セールススイート及びスペンドインテリジェンススイートの2つのプロダクトの開発を推進し、新規顧客を獲得し、サービスの提供を開始しました。

当セグメントにおける売上高は小規模なものとなっており、投資が先行している段階にあることから、当連結会計年度の経営成績は、売上高4,800千円、セグメント損失（営業損失）130,802千円となりました。

②設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は442,330千円であります。

その主な内容は、クラウドプロダクト事業における自社製品開発投資であり、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定等が主な設備内容であります。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資も含めて記載しております。

③資金調達の状況

当社は2024年11月29日付で東京証券取引所グロース市場に上場し、公募増資により、総額2,210,577千円の資金調達を行いました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、安定した堅実な成長をするために、環境の変化に敏感に対応しながら以下の経営課題に取り組んでまいります。

① コンサルティング品質の継続的な向上

当社グループの強みは、「外部視点を持ったインサイダー」として、コンサルタントが客観性や論理性を高いレベルで担保しながら、クライアント企業の組織文化や内部事情を深く理解した上で、CxOやプロジェクトリーダーと一緒にとなって課題解決に取り組む点にあります。

近年、クライアント企業の経営課題はますます複雑化・高度化しており、当社グループに対する期待水準も一層高まっています。このような環境下において、常に高品質なコンサルティングサービスを提供し続けるため、当社グループはJoint Initiative型コンサルティングを一層推進し、クライアント内部から変革をリードできる人材の派遣・育成を強化しています。

加えて、AIやDXを活用したコンサルティング業務の効率化、及びコンサルティングノウハウの「型化」を進めることで、提供価値の最大化とサービス品質の均質化を両立し、顧客の期待を超える成果創出を目指してまいります。

② 中長期の非連続的成長の実現

当社グループは、「全世界のコンサルタントをAIエージェント化する」という中長期ビジョンのもと、非連続的かつ持続的な成長を実現することを目指しております。

社内においては、自社開発のAIプロダクトを活用し、コンサルティング業務の生産性を飛躍的に向上させるとともに、クライアントとの共同開発により、AIプロダクトの事業化・外販を進めております。将来的には、多数のユーザーへの横展開を通じて、コンサルティング事業における新たな収益モデルの確立を図ってまいります。

なお、AI技術の進歩は極めて速く、国内外における競争環境も日々激化しております。先行優位性（ファーストムーバーアドバンテージ）を確保し、持続的な競争力を維持していくためには、開発スピードの一層の加速と開発手法やプロジェクト推進体制の継続的な見直しが必要不可欠です。

さらに、単なる機能開発にとどまらず、市場性や顧客ニーズの変化を迅速に捉えた製品ポートフォリオの最適化、継続的なユーザビリティ改善、ならびにAIガバナンスや情報セキュ

リティへの的確な対応も、当社グループが解決すべき重要な経営課題と認識しております。

こうした取り組みを通じ、当社グループは、変化の激しい経営環境下においても持続的な成長を実現し、中長期的な企業価値向上を目指してまいります。

③ 優秀な人材の確保及び教育研修の実施

当社グループはAI/DXを活用することで一人当たりの生産性を向上させ、人員数に依存しない成長モデルの実現を目指しております。しかしながら、コンサルティングビジネスにおける最も重要な資産は人材であり、持続的な成長には、継続的な優秀人材の確保と育成が不可欠であると認識しております。

当社グループでは、中途採用を中心に即戦力人材の獲得を強化するとともに、入社後は質の高い研修・育成プログラムを通じて、当社グループの企業理念や経営方針の浸透を図っております。また、各社員のワークスタイルに応じた柔軟な働き方の選択肢の提供、福利厚生の充実、社内コミュニケーションの活性化など、従業員エンゲージメントの向上と定着率向上に向けた取り組みも推進しております。今後も人的資本への投資を強化し、専門性と実行力を兼ね備えた人材の育成に注力してまいります。

(3)企業集団の財産及び損益の状況

	第7期	第8期	第9期	第10期 (当連結会計年度)
売上高 (千円)	—	—	4,175,324	8,255,896
経常利益 (千円)	—	—	378,800	2,783,476
親会社株主に帰属 する当期純利益 (千円)	—	—	260,507	1,768,207
1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	9.99	64.50
総資産 (千円)	—	—	2,593,628	8,767,516
純資産 (千円)	—	—	1,551,998	5,869,749

(注) 1. 第9期連結会計年度より連結計算書類を作成しているため、それ以前については記載しておりません。

(注) 2. 当社は、2024年9月20日及び2025年3月1日付でそれぞれ普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して「1株当たり当期純利益」を算定しております。

(4)重要な子会社の状況 (2025年5月31日現在)

会社名	資本金 (千円)	議決権比率 (%)	主要な事業内容
株式会社アバランチ	45,000	100.0	コンサルティング事業
上海巨球協英信息技術有限公司	120,000	100.0	コンサルティング事業
X-AI.Labo株式会社	245,000	78.0	コンサルティング事業

(5)企業集団の主要な事業内容 (2025年5月31日現在)

① コンサルティング事業

「Joint Initiative (JI) 型コンサルティング」

新規事業の創造、衰退産業のリカバリ/ポートフォリオ転換、成長産業の創出、持続可能な実現(カーボンニュートラル)等を日本産業の復興に向けた社会変革テーマとして掲げており、このようなテーマに取り組むクライアントと同心協力で新規事業/プロダクト・サービスを共創するサービスであります。

主な特徴として、当社コンサルタントが顧客の立場(出向なども含め)で事業責任者等として事業を推進することで通常のコンサルティングサービスより一段踏み込んで、人材・ノウハウ等を提供し、顧客の事業や改革をハンズオンで実行し、将来的には新規事業の売上増加・コスト削減等の利益をクライアントとシェアすることを目指します。

一般的なコンサルティングファームがコンサルティングサービスを提供する際には、費用の支払に対して、リスクを負わず、役務提供する形が多い傾向にあり、リスクを負わなかったため、行動が主体的ではないという課題があると考えております。そのため、当サービスでは、クライアントの変革ニーズに対して当社からはノウハウ・人材等を提供し、クライアントからは人材(社員)・資金等を提供していただき、チームアップを行います。共同で事業変革/新規事業/プロダクト・サービスを共創する役割を果たすことによって、主体者として行動・取組を実施します。

「従来型コンサルティング」

事業責任者等の派遣を伴わず“内なる外(外部視点を持ったインサイダー)”としてCxOクラスの伴走者となり、戦略立案・実行/DX・AI活用を支援する従来型コンサルティングサービスも提供しております。

コンサルティングのテーマとしては、J型、従来型の両方で、経営戦略/新規事業立ち上げ/M&A戦略、DX/デジタル戦略の構想策定・実行支援を提供しております。

また、一般的なコンサルティングファームはノウハウ/知恵を持った人材がクライアント企業にアドバイスすることで対価を得るビジネスモデルであったため、人の“頭数”が重要でしたが、当社はAI/デジタルツールを活用しコンサルティング業務を省力化して提供することにより、“人の頭数=売上”というビジネスモデルからの脱却を目指しており、ノウハウ/知恵を人から切り離しAIをフル活用することで頭数に比例しないビジネスの拡大を志向している点も当社の特徴となります。

② クラウドプロダクト事業

コンサルティング事業で蓄積した汎用性の高いノウハウをシステム化しSaaS型プロダクトで提供しております。一般的なコンサルティング契約での支援では、コンサルタント側には膨大なノウハウが蓄積され、他クライアントでの再使用も可能である一方で、クライアント側には限定的なノウハウしか残らず、新規取組の際には再度コンサルティング会社を必要とするという課題・傾向がありました。従来エンタープライズ向けに高価格で提供していたコンサルティングノウハウを幅広いクライアントに提供していくため研究開発を推進し、新規顧客を獲得し、サービスの提供を開始しました。

現在開発中の主なプロダクトは、以下の通りです。

	セールススイート	スペンドインテリジェンススイート
主な特徴	売上明細データを取り込み、顧客のセグメンテーションを通じた見える化と、重点的にフォローすべきか顧客が動的に分かるサービスを通して、NRR及び営業生産性の向上を目指します。	コンサルティングの知見に基づく支出の見える化、支出を最適化する手法、AI不正検知や自動発注などによる業務効率化等を提供し、外部支出の最適化を目指します。

(6) 主要な営業所 (2025年5月31日現在)

	名称	住所
当社	本社 (3rd Minami aoyama)	東京都港区
	Southオフィス	東京都港区
子会社	株式会社アバランチ	大阪府大阪市
	X-AI.Labo株式会社	東京都港区
	上海巨球協英信息技術有限公司	中国上海市
		中国大連市

(7) 使用人の状況 (2025年5月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数	前連結会計年度末比増減
コンサルティング事業	225名	57名増
クラウドプロダクト事業	13名	3名増
全社(共通)	35名	10名増
合計	273名	70名増

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
230名	51名増	34.7歳	1.3年

(8) 主要な借入先の状況 (2025年5月31日現在)

該当事項はありません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項 (2025年5月31日現在)

当社株式は、2024年11月29日付で東京証券取引所グロース市場に上場いたしました。

2. 株式の状況 (2025年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 普通株式 100,000,000株
(2) 発行済株式の総数 普通株式 28,728,000株
(3) 株主数 1,583名
(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
EMMA&KEITO株式会社	8,750,000	30.46
輪島 総介	7,769,300	27.04
パーソルプロフェッショナルアウトソーシング株式会社	1,875,000	6.53
株式会社KFV	1,250,000	4.35
株式会社日本カストディ銀行	1,038,700	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	716,700	2.49
KIA FUND F149	625,100	2.18
大沢 拓巳	500,000	1.74
北村 祐樹	500,000	1.74
寺島 尚秀	500,000	1.74

(5)事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

該当事項はありません。

(6)その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	第4回新株予約権
決議年月日	2024年9月20日
新株予約権の数(個)	957,000 (注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 957,000 (注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	一株当たり 280 (注) 2
新株予約権の行使期間	2026年9月21日～2034年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 280 資本組入額 140
新株予約権の行使の条件	(注) 3
役員の保有状況	取締役 (社外取締役を除く) 新株予約権の数 783,000個 目的となる株式数 783,000株 保有者数 3名
	社外取締役 新株予約権の数 174,000個 目的となる株式数 174,000株 保有者数 3名

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨て、金額による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下総称して「合併等」という。)、株式の無償割当、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの行使時に払い込まれる金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。但し、当社取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使の時点で、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員であることを要する。但し、当社が特に認めた場合には、この限りではない。
 - ② 新株予約権者(個人に限る。)が死亡した場合において、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいざれかの金融商品取引所に上場していない場合には、相続人はその権利を行使することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個の一部行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、行使期間において2か月超の休職を取得した場合には、復職後休職していた期間に相当する日数を経過した日から新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑥ その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
 - ⑦ 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の20%、3分の1又は25%を使用することができ、その時点から1年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の20%、3分の1又は25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定める。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発日の

うち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。

- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(2) 事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

	第4回新株予約権
決議年月日	2024年9月20日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社従業員 141 当社子会社取締役 2 当社子会社従業員 17
新株予約権の数（個）	2,557,450（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）	普通株式 2,557,450（注）1
新株予約権の行使時の払込金額（円）	一株当たり 280（注）2
新株予約権の行使期間	2026年9月21日～2034年9月20日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 280 資本組入額 140
新株予約権の行使の条件	（注）3

(注) 1. 本新株予約権1個あたりの目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は、当社普通株式1株とする。なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株の100分の1未満の端数については、これを切り捨て、金額による調整は行わないものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割(又は併合)の比率}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割、株式交換、株式交付若しくは株式移転(以下総称して「合併等」という。)、株式の無償割当、その他これらの場合に準じ付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で、付与株式数を適切に調整することができる。

2. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株あたりの行使時に払い込まれる金額(以下「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割(又は併合)の比率}}$$

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併等を行う場合、株式の無償割当を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができる。但し、当社取締役会(取締役会設置会社でない場合には取締役の過半数)で上記調整を行わない旨を決定した場合には、当該調整を行わないことができる。

3. 新株予約権の行使の条件

- ① 本新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使の時点で、当社又は当社関係会社の取締役、監査役、顧問若しくは従業員であることを要する。但し、当社が特に認めた場合には、この限りではない。
 - ② 新株予約権者(個人に限る。)が死亡した場合において、本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいざれかの金融商品取引所に上場していない場合には、相続人はその権利を行使することができない。
 - ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超えることとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
 - ④ 各本新株予約権1個の一部行使を行うことはできない。
 - ⑤ 新株予約権者は、行使期間において2か月超の休職を取得した場合には、復職後休職していた期間に相当する日数を経過した日から新株予約権を行使できるものとする。
 - ⑥ その他の行使条件は、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。
 - ⑦ 割当契約において、行使条件が満たされた時点で割当新株予約権の20%、3分の1又は25%を使用することができ、その時点から1年経過ごとに自らが保有している割当新株予約権の20%、3分の1又は25%ずつ行使することができる旨のベスティング条項を定める。
4. 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転(総称して、以下「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
 - (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。
 - (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
 - (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

- 組織再編行為の条件を勘案のうえ、新株予約権の目的である株式の種類及び数に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から新株予約権を行使することができる期間に定める行使期間の末日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 増加する資本金及び資本準備金に関する事項に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会(取締役会設置会社でない場合には株主総会)の決議による承認を要するものとする。
- (8) その他新株予約権の行使の条件
 新株予約権の行使の条件に準じて決定する。
- (9) 新株予約権の取得事由及び条件
 会社が新株予約権を取得することができる事由及び取得の条件に準じて決定する。
- (10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏名	地位	重要な兼職の状況
輪 島 総 介	代表取締役代表パートナー 兼上級執行役員	
田 中 耕 平	代表取締役社長 兼上級執行役員	
中 川 和 彦	取締役副社長 兼上級執行役員	
和 田 菜穂子	取締役副社長COO 兼上級執行役員	
福 田 浩 基	取締役CSO 兼上級執行役員	
米 山 恒 右	取締役	米山恒右事務所 代表

田 村 誠 一	取締役	株式会社ローランド・ベルガー シニアパートナー
高 橋 広 敏	取締役	株式会社SIGNATE 社外取締役
本 田 雄 輔	常勤監査役	
細 川 琢 夫	監査役	レメディ・アンド・カンパニー株式会社 社外監査役
西 本 俊 介	監査役	新生綜合法律事務所弁護士 株式会社Photosynth 監査役 POSTPRIME株式会社 監査役 株式会社イトクロ 取締役

- (注) 1. 取締役米山恭右氏、田村誠一氏及び高橋広敏氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役本田雄輔氏、細川琢夫氏及び西本俊介氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 当社は、取締役米山恭右氏、田村誠一氏及び高橋広敏氏、並びに監査役本田雄輔氏、細川琢夫氏及び西本俊介氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員と指定し、同取引所に届け出ております。
4. 2025年2月28日をもって塩入賢治氏は取締役を辞任いたしました。
5. 監査役本田雄輔氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。

(2)責任限定契約の内容の概要

当社は、2022年8月26日開催の定時株主総会で定款を変更し、取締役（業務執行取締役等を除く）及び監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該定款に基づき当社社外取締役全員及び監査役の全員と締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

①取締役の責任限定契約

取締役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

②監査役の責任限定契約

監査役は、本契約締結後、会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でありかつ重大な過失がなかったときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負担するものとする。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で契約しており、被保険者が職務の執

行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が当該保険契約により填補されることとなります。

ただし、犯罪行為や故意の法令違反に起因して生じた損害は補償の対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

当該保険契約の被保険者は、取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

(4)当事業年度に係る取締役、監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針に関する事項

a 基本的な考え方

- ・公平性、透明性を確保しております。

b 報酬の体系

- ・取締役の報酬は基本報酬としての固定報酬、賞与及び役員退職慰労金としております。固定報酬については、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能し、会社業績や取締役の業務評価等を考慮して、適正な水準とすることを基本方針としております。役員退職慰労金については、内規に基づき退任時に一括して支給する報酬となります。支給時には支給金額を定時株主総会で提案、承認をいただきます。
- ・社外取締役は、業務執行から独立した立場であることから固定報酬のみとしております。

c 個人別の報酬額の決定方法

- ・取締役の個人別の報酬額及び割合は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役会にて、各取締役の職務、責任及び実績等に応じて決定することとしております。
- ・その客觀性および透明性を確保するため、社外役員に事前の説明等を行い決議を行っております。

②監査役の報酬等について

監査役の報酬等は、固定報酬のみとしており、当社の定める一定の基準に従い監査役間の協議にて決定しております。

③取締役、監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬等	役員退職慰労金	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	446,173千円 (13,350千円)	428,229千円 (13,350千円)	— (一)	17,944千円 (一)	— (一)	9 (3)
監査役 (うち社外監査役)	8,400千円 (8,400千円)	8,400千円 (8,400千円)	— (一)	— (一)	— (一)	3 (3)

(注)・取締役の報酬等の総額は、2024年8月30日開催の定時株主総会において年額560,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の取締役数は9名（うち、社外取締役3名）であります。

- ・監査役の報酬等の総額は、2024年8月30日開催の定時株主総会において年額15,000千円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役数は3名（うち、社外監査役3名）であります。
- ・当社は、株主総会決議に基づき取締役会が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。
- ・上記の役員退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額17,944千円が含まれております。

(5)社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

①社外取締役

氏名	主な活動状況
米 山 恒 右	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、主に経営、コーポレート・ガバナンス、コンサルティング事業の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
田 村 誠 一	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、主に経営、コーポレート・ガバナンス、コンサルティング事業の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
高 橋 広 敏	当事業年度開催の取締役会17回のうち17回に出席し、主に経営、コーポレート・ガバナンスの観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

②社外監査役

氏名	主な活動状況
本 田 雄 輔	常勤監査役として、当事業年度開催の取締役会17回のうち17回、監査役会13回のうち13回及びその他重要会議に出席し、業務監査及び会計監査の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
細 川 琢 夫	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に業務監査の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。
西 本 俊 介	当事業年度開催の取締役会17回のうち16回、監査役会13回のうち13回に出席し、主に業務監査の観点から、議案・審議等につき必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人の状況

(1)会計監査人の名称

三優監査法人

(2)報酬等の額

①	当社の当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,670千円
②	当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,670千円

- (注) 1. 当社監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積もりの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法監査と金融商品取引法監査の監査報酬等の額を区分指定しておらず、実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書」についての対価を支払っております。

(3)会計監査人の解任または不再任の決定方針

当社監査役会は、会計監査人の職務遂行状況、監査体制及び独立性に関して不適切であると判断した場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(注) 本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表
(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	7,831,578	流動負債	2,780,315
現金及び預金	6,612,190	未払金	239,611
売掛金	433,728	未払費用	445,002
電子記録債権	18,171	未払法人税等	1,080,219
契約資産	670,781	未払消費税等	425,180
棚卸資産	6,523	契約負債	41,380
その他	90,182	賞与引当金	441,360
固定資産	935,938	その他	107,561
有形固定資産	180,797	固定負債	117,451
建物	56,040	役員退職慰労引当金	70,221
工具、器具及び備品	57,035	資産除去債務	46,781
建設仮勘定	67,721	繰延税金負債	448
無形固定資産	381,991	負債合計	2,897,766
のれん	93,358	(純資産の部)	
ソフトウエア	5,032	株主資本	5,757,878
ソフトウエア仮勘定	283,601	資本金	1,195,288
投資その他の資産	373,149	資本剰余金	1,857,511
繰延税金資産	264,267	利益剰余金	2,705,078
敷金	103,541	その他の包括利益累計額	△5,935
その他	5,340	為替換算調整勘定	△5,935
		非支配株主持分	117,806
		純資産合計	5,869,749
資産合計	8,767,516	負債・純資産合計	8,767,516

連 結 損 益 計 算 書
 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

科目	金額
売上高	8,255,896
売上原価	2,653,425
売上総利益	5,602,471
販売費及び一般管理費	2,801,950
営業利益	2,800,520
営業外収益	
受取利息	1,754
受取配当金	2
受取手数料	20,400
補助金収入	1,928
その他	1,985
	26,071
営業外費用	
為替差損	10,328
株式交付費	9,432
上場関連費用	23,201
その他	153
	43,115
経常利益	2,783,476
特別利益	
新株予約権戻入益	61,051
	61,051
特別損失	
減損損失	105,477
固定資産除却損	35
	105,512
税金等調整前当期純利益	2,739,015
法人税、住民税及び事業税	1,095,187
法人税等調整額	△145,409
	949,778
当期純利益	1,789,236
非支配株主に帰属する当期純利益	21,029
親会社株主に帰属する当期純利益	1,768,207

連結株主資本等変動計算書
 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	株主資本合計
2024年6月1日残高	90,000	459,000	936,870	1,485,870
連結会計年度中の変動額				
新株の発行	1,105,288	1,105,288		2,210,577
連結子会社の増資による持分の増減		293,223		293,223
親会社株主に帰属する当期純利益			1,768,207	1,768,207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
連結会計年度中の変動額合計	1,105,288	1,398,511	1,768,207	4,272,007
2025年5月31日残高	1,195,288	1,857,511	2,705,078	5,757,878

(単位：千円)

	その他の包括利益累計額		新株予約権	非支配 株主持分	純資産合計
	為替調整勘定	その他の包 括利益 累計額合計			
2024年6月1日残高	4,908	4,908	61,219	—	1,551,998
連結会計年度中の変動額					
新株の発行					2,210,577
連結子会社の増資による持分の増減				96,776	390,000
親会社株主に帰属する当期純利益					1,768,207
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△10,843	△10,843	△61,219	21,029	△51,033
連結会計年度中の変動額合計	△10,843	△10,843	△61,219	117,806	4,317,751
2025年5月31日残高	△5,935	△5,935	—	117,806	5,869,749

貸 借 対 照 表
(2025年5月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	6,681,359	流動負債	2,576,918
現金及び預金	5,545,836	未払金	178,136
売掛金	419,081	未払費用	437,822
契約資産	592,266	未払法人税等	999,417
前払費用	48,105	未払消費税等	393,199
未収入金	65,940	契約負債	25,934
その他	10,128	賞与引当金	435,089
固定資産	1,321,943	その他	107,319
有形固定資産	162,168	固定負債	108,371
建物	41,095	役員退職慰労引当金	70,221
工具、器具及び備品	53,351	資産除去債務	38,150
建設仮勘定	67,721	負債合計	2,685,290
無形固定資産	288,588	(純資産の部)	
ソフトウエア	3,847	株主資本	5,318,012
ソフトウエア仮勘定	284,740	資本金	1,195,288
投資その他の資産	871,187	資本剰余金	1,564,288
関係会社株式	404,000	資本準備金	1,564,288
関係会社出資金	120,000	利益剰余金	2,558,435
繰延税金資産	247,416	その他利益剰余金	2,558,435
敷金	99,739	繰越利益剰余金	2,558,435
その他	30	純資産合計	5,318,012
資産合計	8,003,303	負債・純資産合計	8,003,303

損 益 計 算 書
 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

科目	金額	
売上高		7,848,991
売上原価		2,702,071
売上総利益		5,146,920
販売費及び一般管理費		2,582,324
営業利益		2,564,596
営業外収益		
受取利息	1,333	
受取手数料	20,400	
関係会社受入手数料	11,000	
その他	1,220	33,953
営業外費用		
株式交付費	7,767	
上場関連費用	23,201	
為替差損	18,451	
その他	10	49,430
経常利益		2,549,119
特別利益		
新株予約権戻入益	61,051	61,051
特別損失		
減損損失	105,477	
固定資産除却損	35	105,512
税引前当期純利益		2,504,658
法人税、住民税及び事業税	1,017,563	
法人税等調整額	△135,814	881,748
当期純利益		1,622,909

株主資本等変動計算書
 (自 2024年6月1日 至 2025年5月31日)

(単位：千円)

資本金	株主資本				新株予約権	純資産合計		
	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計					
	資本準備金	その他利益剰余金						
2024年6月1日残高	90,000	459,000	935,525	1,484,525	61,219	1,545,744		
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,105,288	1,105,288		2,210,577		2,210,577		
当期純利益			1,622,909	1,622,909		1,622,909		
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）					△61,219	△61,219		
事業年度中の変動額合計	1,105,288	1,105,288	1,622,909	3,833,486	△61,219	3,772,267		
2025年5月31日残高	1,195,288	1,564,288	2,558,435	5,318,012	—	5,318,012		

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

グロービング株式会社
取締役会御中

三 優 監 査 法 人

大阪事務所

指定社員

公認会計士 烏居 陽

業務執行社員

指定社員

公認会計士 米崎 直人

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、グロービング株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、グロービング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象には、他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年7月22日

グロービング株式会社
取締役会御中

三 優 監 査 法 人
大阪事務所

指定社員 公認会計士 鳥居 陽
業務執行社員

指定社員 公認会計士 米崎 直人
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、グロービング株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第10期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象には、他の記載内容は含まれておらず、当監査法人は他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、他の記載内容を通読し、通読の過程において、他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外に他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するためには、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第10期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会及びその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め協議を行いました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のことから、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月22日

グロービング株式会社 監査役会
常勤監査役 本田雄輔

社外監査役 細川琢夫

社外監査役 西本俊介

以上

株主総会会場ご案内図

東京都港区赤坂九丁目7番1号

東京ミッドタウン・カンファレンス（ミッドタウン・タワー4階）Room 1.2

※ミッドタウン・イーストの東京ミッドタウン・ホールとは異なりますのでご注意ください

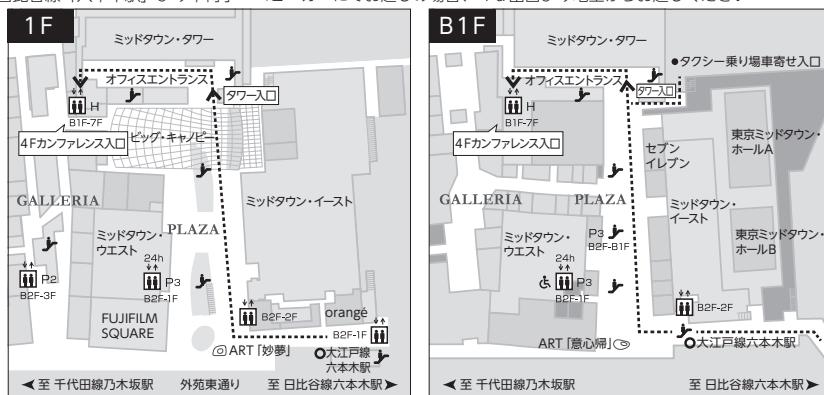
電話 03-3475-3103 (平日9:00~18:00)



地下鉄をご利用の場合 以下の最寄り駅より、東京ミッドタウンへお越しください

- ・都営大江戸線「六本木駅」8番出口より直結
- ・東京メトロ日比谷線「六本木駅」より地下通路にて直結
- ・東京メトロ千代田線「乃木坂駅」3番出口より徒歩約3分

※日比谷線「六本木駅」より車椅子・ベビーカーにてお越しの場合、4a出口より地上からお越しください



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

電子提供措置の開始日2025年8月7日

第10期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2023年11月16日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を決議しております。

その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は以下のとおりであります。

①取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社の役職員は、コンプライアンス規程に従い、法令の遵守と高い倫理観と良心を持って、会社のために忠実にその職務を遂行するものとする。
- ・リスク管理委員会及びコンプライアンス委員会により、コンプライアンス体制の整備を図るとともに、公正かつ適切な経営の実現に努める。
- ・経営者直属の内部監査部門である「内部監査室」は、内部管理体制の適正性・有効性を検証し、適時経営者へ報告を行う。また、内部通報制度を設けており、その運用は、当社コーポレート本部長が所管する。
- ・当社の役職員は、内部通報制度により、不正行為等について直接に取締役、コーポレート本部長またはコーポレート部人事ユニット長または社内通達にて指定する外部機関（法律事務所又は社労士事務所等）に対して通報または相談を行うことができる。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規程の定めにより、適切に保存・管理する。情報漏洩・不正使用の防止及び情報の有効活用のために、適正な管理体制の維持・向上に努める。取締役及び監査役は、常時これらの文書を閲覧できるものとする。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・企業活動の持続的発展の実現を阻害するリスクに対処するため、日常的にリスクを認識し、社内規程等に従い、損失の危険を回避・予防する。また、重大なリスクが顕在化したときは、被害を最小限に留めるための適切な措置を講ずる。
- ・当社は、「リスク管理規程」を制定し同規程においてリスクカテゴリーごとの責任部署を定め、会社全体のリスクを統括的に管理する。

- ・「リスク管理委員会」及び「コンプライアンス委員会」を半期に1回開催する予定であり、顕在化するリスクの共有と対応策について協議を行っている。

④取締役及び執行役員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・毎月1回開催する定例取締役会に加え、必要に応じ臨時取締役会を開催することにより、重要な業務執行については、十分な審議を経て決定する。
- ・取締役会による決定を要しない一定の重要な事項については、常勤取締役、上級執行役員及び各本部長をもって構成する経営戦略会議(原則として月1回開催)において議論を行い、その審議を経て執行決定を行う。
- ・また、取締役の意思決定に基づく職務執行の効率化を図るため、「組織規程」及び「職務権限規程」により各部門長の業務分担・権限を明確にしている。
- ・さらに、執行役員制度を導入し、取締役会が担う経営に関する決定・監督の機能と執行役員が担う業務執行の機能を明確に分離する体制を整え、経営の機動力の向上を図る。

⑤財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・当社の役職員は、事業運営において財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは、当社グループの社会的な信用の維持・向上に資することを常に認識し、財務報告に係る内部統制の整備・運用に取組む。
- ・取締役会及び監査役は、経営者の業務執行を監督する機関であることから、経営者による定期的報告を通じ、経営者による内部統制の整備・運用について監視監督の責任を負う。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する体制及び当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用者については、監査役会の求めにより独立性を確保した使用者を任命し、監査役会の指揮命令下に置くこととする。

⑦取締役及び使用者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

- ・取締役は、取締役会、監査役会、その他監査役が出席する重要会議において、定期的にその業務の執行状況を報告することとしている。
- ・取締役及び使用者は、法令に違反する事実、業務または業績に著しい影響を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に速やかに報告する。

- ・取締役及び使用人は、監査役から業務執行に関する状況の報告を求められた場合には、速やかに報告する。監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制とする。

⑧その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、「監査役会規程」に基づき監査役監査を実施する。また、監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図り、必要に応じ、役員及び各部門長等との情報・意見の交換を行う。
- ・監査役は、監査法人及び内部監査担当部門と定期的に情報交換を行い、相互連携を図る。
- ・当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、一定額の予算を設ける。

⑨反社会的勢力の排除に関する体制

当社は、「いかなる場合においても、反社会的勢力に対し、金銭その他の経済的利益を提供しない」こととする。当該基本方針を取締役及び使用人に周知徹底とともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、会社法上の機関として、取締役会、監査役会、会計監査人を設置しております。当社は、経営の最高意思決定機関である取締役会に業務執行の権限・責任を集中させ、業務執行から独立した監査役及び監査役会に取締役会に対する監査機能を担わせることで、適切な経営の意思決定と業務執行を実現すると共に組織的に十分牽制の効く企業統治の体制を採用しております。また、有効な内部統制を構築するために内部監査室を設置し、リスクマネジメント体制を強化するためにリスク管理委員会、コンプライアンス体制を強化するためにコンプライアンス委員会を設置しております。さらに、必要に応じて、弁護士等の外部専門家に助言を頂くことで、コーポレート・ガバナンス体制を補強しております。

リスク管理委員会

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」に基づき、リスク管理を強化するため、「リスク管理規程」を制定し、リスク情報を早期に把握・共有することでリスクの顕在化を未然に防止する体制の構築に努めております。

具体的には、リスク管理委員会を設置し、原則として半期に一度開催するほか、リスクの識別、分析評価及びその予防と対応策の検討、不祥事、トラブルに対する迅速な対応及び状況の総括的把握、リスクの顕在化に対する再発防止策検討と実施指示等を行っております。

また、法律事務所等の外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

コンプライアンス委員会

当社は、コンプライアンス体制については「コンプライアンス規程」を制定し、これに従い全役職員が倫理・コンプライアンスに対する意識の向上を図るとともに、社会倫理に適合した行動と、法令の順守を実施することを周知徹底しております。

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、原則として半期に一度開催するほか、当社の業務運営に関する勧告やは是正等必要な処置を行うこととしております。また、法律事務所等の外部の専門家との相談や意見交換を通じて、事業に係るリスクをはじめとする諸情報を得て、最善と考えられる経営判断を行うよう努めております。

剰余金の配当等の決定に関する方針

当面は株主への長期的な利益還元を実現するために、環境変化に対応した事業展開を行うとともに、内部留保資金の充実を図る方針であります。将来は、株主への利益還元と財務体質並びに内部留保の充実のバランスを考慮しながら、配当を検討することもありますが、現時点においては配当実施の可能性及びその実施時期につきましては未定であります。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

連結の範囲に関する事項

全ての子会社を連結しております。

① 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 3社

主要な連結子会社の名称

株式会社アバランチ、上海巨球協英信息技术有限公司、X-AI.Labo株式会社

② 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち上海巨球協英信息技术有限公司の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。なお、その他の連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

2. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）

a 商品

主として移動平均法

b 仕掛品

主として個別法

② デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物

定額法を採用しております。

工具、器具及び備品

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年（社内における見込利用期間）

（3）引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業においては、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は主としてプロジェクトの総見積作業工数に対する当連結会計年度末までの実際発生作業工数の割合によって算定しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② クラウドプロダクト事業

クラウドプロダクト事業においては、主にコンサルティング事業で集積してきたノウハウ・知見を集約し、クラウドを利用したソリューションを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後1年内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

(5) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

株式交付費

支出時に全額費用として処理しております。

② 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めています。

③ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その投資の効果の及ぶ期間を個別に決定し、20年内の期間で均等償却を行っています。

3. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日) 第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・コンサルティング事業における進捗度に基づく収益認識

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額（千円）
売上高	8,251,096
上記のうち、進捗中のプロジェクトにつき進捗度に応じて計上した金額	1,911,593
契約資産	670,781

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

コンサルティング事業における売上高は履行義務の充足に係る進捗度に応じて認識され、履行義務の充足に係る進捗度は主としてプロジェクトの総見積作業工数に対する当連結会計年度末までの実際発生作業工数の割合によって算定しております。

② 主要な仮定

履行義務の充足に係る進捗度の算出に用いた主要な仮定は、プロジェクトにおける総作業工数の見積りであり、専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャー等が工数の見積りを行っております。

③ 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

プロジェクトにおける総見積作業工数の見積りは、各プロジェクトに対する専門的な知識と経験を有するプロジェクトマネージャー等による判断を伴うものであり、総見積作業工数の変動により、翌連結会計年度の売上高の計上金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 111,716千円

6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

当連結会計年度の末日における発行済株式の数
普通株式 28,728,000株

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、必要な資金は自己資金で賄っております。一時的な余資につきましては普通預金で保有しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

敷金は、事務所の賃貸契約における保証金であり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金は、1年以内の支払期日であり、これらは支払期日に支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

なお、デリバティブ取引は、グループ内の資金取引等にかかる為替変動リスク等を軽減するために、通貨スワップ取引等を行っております。

③金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権に関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、信用状況を定期的に把握しております。

敷金に関しては、管理部門において定期的に差入先の信用状況を把握しております。

ii 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

資金調達に関しては、担当部署が必要に応じて資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性の水準を把握することにより流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上 額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
敷金	103,541	101,672	△1,868
資産計	103,541	101,672	△1,868
デリバティブ取引	(8,381)	(8,381)	—

(注1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 「売掛金」、「電子記録債権」、「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注3) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で示しております。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	6,612,190	—	—	—
電子記録債権	18,171	—	—	—
売掛金	433,728	—	—	—
敷金	20,636	82,905	—	—
合計	7,084,727	82,905	—	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の

算定に係るインプットを用いて算定した時価
レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引 通貨関連	—	8,381	—	8,381
負債計	—	8,381	—	8,381

②時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	—	101,672	—	101,672
資産計	—	101,672	—	101,672

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

敷金の時価は、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

通貨スワップ等の時価は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

8. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社はコンサルティング事業、クラウドプロダクト事業を営んでおり、各事業における財又はサービスの収益認識の時期別に分解した顧客との契約から生じる収益は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント		合計
	コンサルティング	クラウドプロダクト	
一時点で移転される財又はサービス	328,815	—	328,815
一定期間にわたり移転される財又はサービス	7,922,280	4,800	7,927,080
顧客との契約から生じる収益	8,251,096	4,800	8,255,896
外部顧客への売上高	8,251,096	4,800	8,255,896

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約に関し、取引価格に含まれていない重要な対価はありません。

9. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	200円22銭
1株当たり当期純利益	64円50銭

(注) 当社は、2024年9月20日及び2025年3月1日付でそれぞれ普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2025年7月18日開催の取締役会において、会社法第165条第3項より読み替えて適用される同法第156条第1項および当社定款の規定に基づき、自己株式の取得に係る事項について決議し取得いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

当社の従業員を対象とする譲渡制限付株式付与制度に基づき譲渡制限付株式として付与する株式へ充当すること、資本効率の向上を通じた株式の皆様への利益還元、M&Aにおける活用及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とすること、及び当社株式の流動性の向上及び税務上のメリットにもつなげることを目的とする

(2) 取得に係る事項の内容

① 取得対象株式の種類

普通株式

② 取得し得る株式の総数

360,400株(上限)(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合1.25%)

③ 株式の取得価額の総額

899,918千円

④ 取得の時期

2025年7月22日

⑤ 取得方法

東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付

11. その他の注記

減損損失に関する注記

当社グループは、事業単位を基準とした管理会計上の区分にしたがって資産グルーピングを行っております。当連結会計年度において、収益性の見込めない一部のソフトウェアについて帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（105,477千円）として特別損失に計上いたしました。なお、当資産グループの回収可能価額の算定にあたっては、使用価値を零として測定しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

関係会社株式及び関係会社出資金・・・・・・移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

建物

定額法を採用しております。

工具、器具及び備品

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 5～15年

工具、器具及び備品 3～8年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 3～5年（社内における見込利用期間）

(3) 引当金の計上基準

① 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

② 役員退職慰労引当金

役員退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

顧客との契約について、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務を充足した時点（又は充足するにつれて）収益を認識する

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① コンサルティング事業

コンサルティング事業においては、顧客にサービスを提供する履行義務を負っております。一定期間にわたり契約上の履行義務が充足するため、履行義務の進捗に応じて一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度は主としてプロジェクトの総見積作業工数に対する当事業年度末までの実際発生作業工数の割合によって算定しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

② クラウドプロダクト事業

クラウドプロダクト事業においては、主にコンサルティング事業で集積してきたノウハウ・知見を集約し、クラウドを利用したソリューションを提供しております。これらのサービスについては、契約期間中、常にサービスが利用可能であり、当該履行義務が時の経過にわたり充足されるため、契約期間に応じて期間按分し、収益を認識しております。なお、これらの履行義務に対する対価は、履行義務充足後1年以内に受領しており、重要な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日）第65－2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

- ・コンサルティング事業における進捗度に基づく収益認識

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額（千円）
売上高	7,844,191
上記のうち、進捗中のプロジェクトにつき進捗度に応じて計上した金額	1,766,217
契約資産	592,266

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報は、連結注記表「会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているので、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 104,654千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	109,305千円
短期金銭債務	48,156千円

5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高の総額 1,139,396千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

賞与引当金	133,245千円
役員退職慰労引当金	22,133千円
資産除去債務	12,024千円
未払事業税	47,408千円
未払事業所税	2,459千円
未払費用	29,727千円
減損損失	29,121千円
減価償却超過額	512千円
その他	161千円
繰延税金資産小計	276,794千円
評価性引当額	△22,133千円
繰延税金資産合計	254,661千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用	△7,244千円
繰延税金負債合計	△7,244千円
繰延税金資産純額	247,416千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
留保金課税	9.7%
税額控除	△5.9%
評価性引当金増減額	△0.4%
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.3%
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	0.2%
住民税均等割額	0.1%
税率変更による影響	0.5%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	35.2%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年6月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
子会社	株式会社アバランチ	100.0	役員の兼任業務委託	業務委託	71,864	未払金	110
	上海巨球協英信息技術有限公司	100.0		業務委託	389,202	未払金	39,961
	X-AI.Labo株式会社	78.0	役員の兼任業務委託 業務受託	業務委託	256,239	未払金	7,528
				業務受託	422,090	売掛金	109,305
				業務受託	11,000	未収入金	1,100

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

業務委託については、業務工数及び期待される効果等を勘案して決定しております。

9. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

個別注記表 1.重要な会計方針に係る事項に関する注記 (4) 収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	185円12銭
1株当たり当期純利益	59円20銭

(注) 当社は、2024年9月20日及び2025年3月1日付でそれぞれ普通株式1株につき5株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

11. 重要な後発事象に関する注記

連結注記表の「10. 重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。